

単価契約書(案)

1 契約品名	乾式電子複写機複写サービス	
2 契約単価	モノクロ	円/1枚当たり (消費税及び地方消費税を含ます。)
	カラー	円/1枚当たり (消費税及び地方消費税を含ます。)
3 設置場所	愛媛県立中央病院 管理棟5階総務医事課 (松山市春日町83番地)	
4 設置機種		
5 設置期間	令和8年4月1日～令和11年3月31日	
6 契約保証金		

上記について愛媛県立中央病院を甲とし、
を乙として、次の条項により乾式電子複写機(以下「複写機」という。)の複写サービスに関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等(コピー用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)を円滑に供給することを目的とする。

(複写サービス料金の請求)

第2条 乙は、毎月複写枚数を算出し甲の確認を得るものとする。

2 乙は、毎月甲に対して複写サービスの履行終了通知及び複写サービス料金の請求を行うものとする。

3 請求金額は、契約単価に複写枚数を乗じた金額(円未満切捨て)の合計に、消費税及び地方消費税を加算した金額(円未満切捨て)とする。

(複写サービス料金の支払)

第3条 甲は、乙から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、複写サービス料金の支払を遅延した場合は、乙に対し前項の支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を加算して支払う。

(代理受領の禁止)

第4条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、乙が信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡するとき、並びに権利にあって書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、引き渡された物品が品質及び規格に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなけれ

ば契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(複写機の保守)

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

- 2 複写機が故障した場合は、乙は、直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

- 3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は、甲に対し乙所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第8条 複写機及び消耗品等の所有権は、乙に属する。

- 2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷するなど複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、所定の設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならぬ。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第10条 前条により既設機種を別の場所に移動する場合に要する経費は、甲の負担とする。

(設置機種の変更)

第11条 乙は、複写機の設置時において、やむを得ない事情により設置機種を変更する場合は、あらかじめ甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第12条 乙は、複写機につき、乙の責任で動産総合保険を付すものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、動産総合保険でてん補される損害に対しては、同項の規定にかかわらず、乙は、甲にその賠償を請求しない。

(乙の機密保持)

第14条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

第15条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。

- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴

力団員等を含む。) であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第18条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項については、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第9号）並びに遅延防止法によるものほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

松山市春日町83番地

甲 愛媛県立中央病院
院長

乙